

第10回「健康長寿のまち・京都市民会議」総会

日 時： 令和8年1月16日（金）
午後3時30分から5時30分
場 所： 京都市役所分庁舎4階
第4・第5・第6会議室

次第

[第1部 「健康長寿のまち・京都いきいきアワード2025」表彰式]

1. 会長挨拶・市長祝辞
2. 表 彰 式

[第2部 議事等]

1. 発 表

健康長寿のまち・京都いきいきアワード2025 受賞団体からの発表

- ・ 【大賞】中京・花とみどりの会
- ・ 【大賞】東山区民生児童委員会
- ・ 【プラスせんぼ賞】一般社団法人京都中小企業家同友会 東山支部
- ・ 【スタートアップ賞】同志社大学瓜生原葉子研究室・体内時計チーム

2. 報 告

市民会議構成団体からの取組報告

- ・ 公益社団法人京都府栄養士会
- ・ 京都光華女子大学

3. 講 演

「京都市統合データベースについて」

講師：京都大学大学院医学研究科 社会健康医学系専攻予防医療学分野

特定講師 島本 大也 先生

4. 閉会挨拶

「健康長寿のまち・京都市民会議」会員団体一覧（五十音順）

- (株) エフエム京都
 Oh!ばんざい
 京都「おやじの会」連絡会
 (特非) 京都禁煙推進研究会
 京都経営者協会
 (一社) 京都経済同友会
 (公社) 京都工業会
 (一財) 京都工場保健会
 京都サイクリング協会
 (公財) 京都市音楽芸術文化振興財団
 (公社) 京都市観光協会
 (公財) 京都市学校給食協会
 京都市健康づくりサポーター
 (公財) 京都市芸術文化協会
 京都市高齢者筋力トレーニング
 普及推進ボランティア
 (社福) 京都市社会福祉協議会
 (公財) 京都市生涯学習振興財団
 (公財) 京都市障害者スポーツ協会
 京都市小学校長会
 京都市食育指導員
 京都市食肉協同組合
 (一社) 京都市食品衛生協会
 (公社) 京都市私立幼稚園協会
 (公社) 京都市シルバー人材センター
 (公社) 京都市身体障害者団体連合会
 (公社) 京都市児童館学童連盟
 京都市スポーツ少年団
 (公財) 京都市スポーツ協会
 京都市体育振興会連合会
 京都市退職校舎長会
 (公財) 京都市男女共同参画推進協会
 (一社) 京都市地域女性連合会
 京都市中央卸売市場協会
 京都シニア大学
 京都市PTA連絡協議会
 (公社) 京都市保育園連盟
 京都市保健協議会連合会
 京都市民生児童委員連盟
 (公財) 京都市ユースサービス協会
 京都障害児者親の会協議会
 京都商工会議所
 京都商店連盟
 京都市立中学校長会
 (一社) 京都私立病院協会
 (一社) 京都市老人福祉施設協議会
- (株) 京都新聞社
 (一社) 京都精神保健福祉協会
 (公社) 京都精神保健福祉推進家族会連合会
 京都大学大学院医学研究科 予防医療学分野
 (公財) 京都中小企業振興センター
 (一社) 京都府医師会
 (特非) 京都府ウオーキング協会
 (公社) 京都府栄養士会
 (公社) 京都府看護協会
 京都府後期高齢者医療広域連合
 京都府国民健康保険団体連合会
 (一社) 京都府歯科医師会
 (公社) 京都府歯科衛生士会
 (一社) 京都府歯科技工士会
 京都府宗教連盟
 京都府私立中学高等学校連合会
 (公社) 京都府助産師会
 (公財) 京都府生活衛生営業指導センター
 (一社) 京都府専修学校各種学校協会
 京都府中小企業団体中央会
 (一社) 京都府訪問看護ステーション協議会
 (一社) 京都府薬剤師会
 京都仏教会
 (株) 京都放送
 (一財) 京都予防医学センター
 (株) 京都リビング新聞社
 京都料理組合
 京都労働者福祉協議会
 (公財) 京都YMCA
 健康保険組合連合会京都連合会
 (特非) 子育ては親育て・みのりのもり劇場
 (一社) 春秋会
 (一社) 京都市老人クラブ連合会
 (すこやかクラブ京都)
 全国健康保険協会京都支部
 (公財) 大学コンソーシアム京都
 (特非) つながるKYOTOプロジェクト
 (特非) 日本健康運動指導士会京都府支部
 (公社) 日本3B体操協会・京都府支部
 日本放送協会京都放送局
 ピンクリボン京都実行委員会
 マミーズアップ
 (株) リーフ・パブリケーションズ
 (独法) 労働者健康安全機構
 京都産業保健総合支援センター
- 京都市

全89団体

「健康長寿のまち・京都市民会議」協賛団体一覧（申出順）

大塚製薬株式会社 京滋北陸支店
立命館大学 保健センター
オムロンヘルスケア株式会社
オムロン株式会社
株式会社ビバ
光株式会社
京都女子大学・京都女子大学栄養クリニック
西川株式会社 大阪オフィス
イオンモール株式会社
イオンリテール株式会社
株式会社京都パープルサンガ
認定非営利活動法人京滋骨を守る会
（公財）京都市都市緑化協会
阪急阪神ホールディングス株式会社
株式会社ディーエイチシー
NPO快適な排尿をめざす全国ネットの会
キリンビバレッジ株式会社近畿圏地区本部京滋支社
熱中症予防声かけプロジェクト
スポーツコミュニケーションKYOTO株式会社
株式会社 発酵食堂カモシカ
明治国際医療大学
（公社）京都府医薬品登録販売者協会
味の素株式会社 大阪支社
森永乳業株式会社
明治安田生命保険相互会社 京都支社
第一生命保険株式会社 京都総合支社
株式会社伊藤園 京都西支店
株式会社ケーエスケー
中外製薬株式会社
京都運動器障害予防研究会
日本新薬株式会社 機能食品カンパニー
田辺ファーマ株式会社
京都光華女子大学・京都光華女子短期大学部
株式会社ワコール
日本生命保険相互会社 京都支社・京都西支社
（特非）元気アップAGEプロジェクト

健康長寿のまち・京都市民会議
役員名簿

令和8年1月現在

(敬称略)

役職名	機関・団体名	氏名
会長	(一社) 京都府医師会	松井 道宣
副会長	京都大学 大学院医学研究科 社会健康医学系専攻健康情報学分野	中山 健夫
理事	健康保険組合連合会京都連合会	今井 健司
理事	京都大学 大学院医学研究科 予防医療学分野	石見 拓
理事	(一社) 京都市地域女性連合会	加藤 アイ
理事	京都労働者福祉協議会	岸本 満
理事	(公社) 京都府栄養士会	熊谷 幸江
理事	京都市保健協議会連合会	堺 紀恵子
理事	京都市PTA連絡協議会	塩見 葉子
理事	すこやかクラブ京都	中山 英之
理事	(特非) 京都府ウォーキング協会	西田 猛
理事	(株) 京都リビング新聞社	山舗 恵子
理事	京都市	八代 康弘
特別顧問	(一社) 京都府医師会	森 洋一
顧問	京都先端科学大学 総合研究所 アクティブヘルス支援機構	木村 みさか
顧問	京都府立医科大学大学院医学研究科 地域保健医療疫学	栗山 長門

**第10回「健康長寿のまち・京都市民会議」総会
会員団体 出席者名簿**

(敬称略)

席番号	機関・団体名	氏名
1	一般財団法人京都工場保健会	西田 満
2	京都サイクリング協会	中野 洋
3	京都市健康づくりサポーター	中井 千佳子
4	社会福祉法人京都市社会福祉協議会	小山 幸誠
5	京都市小学校長会	鷺田 裕
6	京都市食育指導員	蛭田 由紀子
7	公益財団法人京都市スポーツ協会	武田 淳
8	一般社団法人京都市地域女性連合会	加藤 アイ
9	公益社団法人京都市保育園連盟	楡引 雄一
10	京都市保健協議会連合会	堺 紀恵子
11	公益財団法人京都市ユースサービス協会	小嶋 薫
12	京都障害児者親の会協議会	岩本 利広
13	京都市立中学校長会	原 秀樹
14	一般社団法人京都私立病院協会	富田 哲也
15	株式会社京都新聞社	本松 徹
16	一般社団法人京都精神保健福祉協会	吉村 安隆
17	一般社団法人京都府医師会	松井 道宣
18	公益社団法人京都府栄養士会	熊谷 幸江
19	京都府国民健康保険団体連合会	寺垣 紅美
20	公益社団法人京都府歯科衛生士会	中村 雅子
21	公益社団法人京都府助産師会	中村 由美子
22	一般社団法人京都府専修学校各種学校協会	橋詰 彩佳
23	一般社団法人京都府薬剤師会	砂川 雅之
24	一般財団法人京都予防医学センター	鮎子田 睦子
25	株式会社京都リビング新聞社	山舗 恵子
26	京都労働者福祉協議会	岸本 満
27	一般社団法人京都市老人クラブ連合会 (すこやかクラブ京都)	中山 英之
28	全国健康保険協会京都支部	郡谷 修
29	特定非営利活動法人日本健康運動指導士会京都府支部	今井 優
30	公益社団法人日本3B体操協会京都南支部	円城寺 久美子
31	京都市	八代 康弘
【顧問】		
32	京都大学大学院医学研究科 社会健康医学系専攻 健康情報学分野 教授	中山 健夫
33	京都府立医科大学 名誉教授 京都先端科学大学 客員研究員	木村 みさか

協賛団体 出席者名簿（申出順）

席番号	機関・団体名	氏名
34	大塚製薬株式会社 ニュートラシューティカルズ事業部京滋北陸支店	上村 和也 前野 猛
35	キリンビバレッジ株式会社近畿圏地区本部京滋支社	池田 大輔
36	明治安田生命保険相互会社 京都支社	高田 博一
37	株式会社ケーエスケー	旭 祥良
38	認定特定非営利活動法人京都運動器障害予防研究会	森原 徹
39	京都光華女子大学・京都光華女子短期大学部	橋詰 侑季
40	株式会社ワコール	碓 宏典 小坂 昌弘
41	日本生命保険相互会社 京都支社	松本 健志 岩淵 信秀
42	特定非営利活動法人元気アップAGEプロジェクト	横山 慶一 吉中 康子

京都市出席者名簿

役職名	氏名
京都市副市長	吉田 良比呂
保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室長	藤田 智洋
保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課 計画推進担当課長	瀧口 大介

「健康長寿のまち・京都市民会議」規約

(名称)

第1条 本会は、「健康長寿のまち・京都市民会議（以下「市民会議」という。）」という。

(目的)

第2条 市民会議は、市民ひとりひとりの主体的、継続的な健康づくりの取組を、すべての市民が参加する運動に広げることにより、京都市民の健康寿命を延伸し、限りなく平均寿命に近づけ、誰もが年齢を重ねても地域の支え手として活躍できる活力ある地域社会「健康長寿のまち・京都」を実現することを目的とする。

(事業)

第3条 市民会議は、前条の目的を達成するため、幅広い市民団体及び企業等がオール京都で連携し、次の各号に掲げる取組等を通じて、幼少期から高齢期までのあらゆる世代を対象とし、市民が主役となる健康づくりを推進する。

- (1) 健康寿命の延伸に向けた機運の醸成に係る取組
- (2) 多様な健康づくりの機会の創出に係る取組
- (3) 市民の生涯を通じた健康の保持増進に係る関係機関、団体との情報の交換
- (4) その他市民の健康の保持増進に係る取組

(組織)

第4条 市民会議は、幅広い市民団体や企業等により組織することとし、次条に規定する会員団体及び第6条に規定する協賛団体をもって構成する。

(会員団体)

第5条 会員団体は、第2条の目的に賛同し、第3条の事業に取り組む団体等とする。

- 2 会員団体として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申出書により会長に申し出るものとし、理事会において了承を得るものとする。

(協賛団体)

第6条 協賛団体は、第2条の目的に賛同し、第3条の事業に取り組み又は協賛しようとする企業又は学校等とする。

- 2 協賛団体は、第16条の総会においては、同条第5項の議決に参画できないものとする。
- 3 協賛団体として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申出書により会長に申し出るものとし、理事会において了承を得るものとする。

(会員団体及び協賛団体の退会)

第7条 会員団体及び協賛団体は、会長が別に定める退会申出書を会長に提出して、退会する

ことができる。

(会員団体及び協賛団体の資格喪失)

第8条 会員団体及び協賛団体が、次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会の議決により、資格を喪失させることができる。この場合、その団体に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、この規約及び市民会議の目的並びに公序良俗に違反したとき。
- (2) その他市民会議の名誉を傷つける行為をしたとき。

(役員とその職務)

第9条 市民会議に次の役員を置き、総会において選任する。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 理事 12名以内
- 2 会長は、市民会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けるときは、会長があらかじめ指名した順序によって、副会長がその職務を代理する。
- 4 役員は、理事会を構成し、市民会議の運営に係る方針等を決定する。

(役員を選出方法)

第10条 理事を選出する団体は、総会において、会員団体の中から、互選により決定する。

- 2 理事を選出する団体は、自らの団体から理事を選出する。
- 3 会長は、理事会において、理事の中から選出し、総会の承認をもって決定する。
- 4 副会長は、理事会の同意のうえ、会長が指名し、総会の承認をもって決定する。

(特別顧問)

第11条 市民会議には、特別顧問を置くことができる。

- 2 特別顧問は、「健康長寿のまち・京都」の取組及び市民会議そのものの情報発信に寄与するなど、第2条の目的の達成に寄与するに相応しい者の中から総会において選任する。
- 3 特別顧問は、総合的な見地から、市民会議の運営等に関し助言等を行うことができる。

(顧問)

第12条 市民会議には、顧問（アドバイザースタッフ）を置くことができる。

- 2 顧問は、健康づくりに関して専門的な知識及び経験を有する者の中から総会において選任する。
- 3 顧問は、専門的な見地から、市民会議の運営等に関し助言等を行うことができる。

(任期等)

第13条 役員、特別顧問、顧問（以下「役員等」という。）の任期は、二年とする。ただし、再選を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終了するまで、その任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

（役員等の資格喪失）

第14条 役員等が次の各号のいずれかに該当する場合、総会の議決により、役員等の資格を喪失させることができる。この場合、その役員等に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 法令、この規約及び職務上の義務並びに公序良俗に違反したとき。
- (3) その他役員等としてふさわしくない行為があったとき。

（会議）

第15条 市民会議の会議は、総会、理事会及び専門部会とする。

（総会）

第16条 総会は、会員団体をもって構成し、毎年度一回又は必要に応じ会長が招集する。

2 会長は、総会の会議の議長となる。

3 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) この規約の改正に関する事
- (2) 役員等の選任に関する事
- (3) 役員等の資格喪失に関する事
- (4) 事業計画に関する事
- (5) 事業報告に関する事
- (6) その他市民会議の運営に関し重要な事項

4 総会は、会員団体の過半数の出席（委任状を提出した会員団体を含む。）がなければ、開会することができない。

5 総会の議事は、出席した会員団体及び委任状を含む過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長が裁決する。ただし、第3項第3号は、出席者の3分の2以上の議決を要する。

6 会長は必要に応じて総会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（理事会）

第17条 理事会は、役員をもって組織し、会長は理事会を代表する。

2 理事会は、毎年度2回又は必要に応じ理事会の代表が招集する。

3 理事会の代表は、理事会の会議の議長となる。

- 4 理事会において処理する事項は、次の各号に掲げる事項とする。
- (1) 会員団体及び協賛団体の入退会に関する事
 - (2) 会員団体及び協賛団体の資格喪失に関する事
 - (3) 総会に付議する事項に関する事
 - (4) 総会が議決した事項の執行に関する事
 - (5) その他総会の議決を要しない市民会議会務の執行に関する事項
- 5 理事会は、役員の大過半数の出席（委任状を提出した役員を含む。）がなければ、開会することができない。
- 6 理事会の議事は、出席した役員及び委任状を含む大過半数でこれを決し、可否同数のときは、理事会の代表が裁決する。ただし、前項第2号は、出席者の3分の2以上の議決を要する。
- 7 会長により指名される副会長について、理事を選出する団体から理事以外の者が指名された場合、理事会での議決権が同じ団体で重複することとなるため、理事会での議決権は、副会長又は理事のいずれか一方のみとする。
- 8 会長は必要に応じて理事会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（専門部会）

第18条 課題やテーマごとに定じた重点的な取組を企画、検討、実行するため、関係する会員団体で構成する専門部会を設置する。

2 専門部会の設置及び運営に関する事は、理事会で定める。

（事務局）

第19条 市民会議の事務局は、京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課に置く。

（その他）

第20条 この規約に定めるもののほか、市民会議の運営等に関して必要な事項については、別に定める。

附則

この規約は、平成28年5月9日から実施する。

附則

この規約は、平成29年7月7日から実施する。

「健康長寿のまち・京都市民会議」設立趣意書

わが国は、世界でも一番といわれる長寿国となりました。

しかし、「健康上の問題で自立した生活ができない」「健康を実感できない」期間が10年前後あるのもまた現実です。

この期間をどうするのが、ひとびとの「生活の質」にも関わる社会的課題として問われています。この問いにわたしたちはどのように応えればよいのでしょうか。

老いも若きも、障害のあるひともないひとも、病気のひとも健康なひとも、それぞれのライフステージや状況に応じた健康づくりに取り組み、健康寿命を延ばして、生きがいを実感し、年齢を重ねても、ひとりひとりのいのちが輝き、地域の支え手としても活躍できる、活力ある地域社会に向けたまちづくりを実現していく、これがわたしたちの答えです。

このような思いを共有する団体等が集まり、本日、「健康長寿のまち・京都市民会議」を設立します。

「健康長寿のまち・京都市民会議」は、

- 1 ひとりひとりが主体的に健康づくりに取り組む機運を醸成します。
- 1 ひとりひとりが健康づくりに取り組みやすい環境をつくります。
- 1 地域、職場、学校で、仲間の輪を広げながら市民みんなで取り組む健康づくり運動をともに盛り上げます。
- 1 健康づくりを通じて、いきいきと活力あるまちづくりを実現します。

平成28年5月9日

健康長寿のまち・京都いきいきアワード 2025 受賞者一覧（賞別・50音順）

1 大賞（5組）

氏 名：井上 方志

活 動 名：成徳絵手紙教室

活 動 内 容：

元成徳中学校で絵手紙教室を月2回開催。絵手紙教室は参加者の交流の場となり、居場所作りにも寄与されています。また、創作活動は脳の活性化や指先の運動となり、参加者の健康づくりにつながっています。

氏 名：川崎 美智子

活 動 名：お顔と体の筋トレ&ストレッチ

活 動 内 容：

左京区の中川原公園、左京老人福祉センター、下鴨自治会館「かもりん」等で、お顔やお口・体のストレッチや筋トレを10年以上継続して、実施されています。

団 体 名：チームまちやキャンパス

活 動 名：世代間交流を通じた笑顔と健康づくり

活 動 内 容：

中京区柳池学区にある町屋を拠点に、高齢者の孤立を防ぐ世代間交流を開始。学生によるスマホ講座や高齢者による手芸部など、支援する側、される側という壁をなくし、「楽しい」を大切にしながら学び合える居場所づくりに取り組まれています。

団 体 名：中京・花とみどりの会

活 動 名：中京・花とみどりの会

活 動 内 容：

中京区役所の屋上庭園の花の植付けや維持管理、御池通・二条駅前の花壇の植替え等のボランティア活動を通じて、地域コミュニティの活性化及び緑化推進の意識醸成に貢献されています。

団 体 名：東山区民生児童委員会

活 動 名：協働による地域の健康づくり

活 動 内 容：

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせることを目的に様々な活動を多様な団体と協働のうえ実施。多くの参加者が集まる東山区民ふれあいひろばで、適切な栄養・食生活の普及促進に取り組んでおられます。

2 プラスせんぽ賞（2組）

団 体 名：一般社団法人 京都中小企業家同友会 東山支部

活 動 名：東山散策（史跡探訪と健康ウォーキング）

活 動 内 容：

支部会員を史跡ガイドとする東山区内の散策イベントを年1回開催。散策イベントを通して、あまり知られていない歴史や隠れた名所など、地域の新たな魅力発見につながる取組となっています。

団 体 名：超ECO祭ウォーキング企画

活 動 名：超ECO祭の2日間はウォーキングDAY！

活 動 内 容：

健康・医療の大切さを学べるイベント「超ECO祭」において、ウォーキングを通して、医療のエコ活動や健康づくりの普及啓発を実施。同志社大学学生が企業や行政と共創し、参加者の継続的な行動変容を意識した企画を考案されています。

3 スタートアップ賞（2組）

団 体 名：同志社大学瓜生原葉子研究室・体内時計チーム

活 動 名：Re:Clock Project 一夜から朝へ、体内時計でととのえる眠り—

活 動 内 容：

「睡眠」をテーマに、ソーシャルマーケティングを用い、行動科学理論と形成調査に基づき価値を創造した施策を立案し、課題解決に取り組まれています。成果を活かした普及啓発では、「楽しみながら体感できる仕掛け」を通じた主体的な行動変容を促進されています。

団 体 名：日本生命保険相互会社 京都支社・京都西支社

活 動 名：がん啓発に向けた取組

活 動 内 容：

営業職員によるがん検診アンケートの実施を通じて、がんの知識やがん検診の重要性を伝えていき、地域の健康増進と疾病予防に貢献されています。また、京都タオル帽子の会との協力で、患者へタオル帽子を寄付する患者支援にも取り組まれています。

4 奨励賞（12組）

区分	氏名又は団体名
団体	「アイシン×立命館大学共同研究」×「京都トヨタ自動車 GRガ レンジ京都伏見」産学官地域連携プロジェクト
団体	いきいきクラブ
個人	岸田 勝信
団体	北鍵屋公園体操
団体	株式会社ケーエスケー 京都支店、京都南支店
団体	西院第一学区民生児童委員協議会
団体	中外製薬株式会社
団体	超ECO祭実行委員会
団体	陳式剣隊
個人	出口 隼輔
個人	吉田 弘治
団体	よし笛サークル 月夜の蛙

